

指定予定者の選定結果について

担当課：都市活力部まち資源室空港・にぎわい課

| 施設名 |
|-------------------|
| 伊丹市立観光物産ギャラリー |
| 所在地：伊丹市東有岡1丁目6番地2 |

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和6年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

| 選定団体（指定予定者） | |
|---|---------------|
| 名称 | 伊丹まち未来株式会社 |
| 代表者 | 代表取締役社長 榎村 一弘 |
| 所在地 | 伊丹市宮ノ前2丁目2番2号 |
| 指定期間（予定） | |
| 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間） | |
| 選定方法（公募・非公募の別） | |
| 非公募 | |
| 選定理由 | |
| <p>観光物産ギャラリーの設置目的は、観光物産事業の振興を図ることであり、以下の事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none">①市内企業の物産の展示、産業の振興②市内観光案内業務を行うこと③ギャラリー内の整備と利用の促進④観光物産に関する印刷物の発行 <p>これらの事業を市の施策目標「都市ブランド」の中で掲げている実施施策「都市ブランド戦略の推進」と、一体的に進めることで、施設の設置目的や市の施策目標をより効果的、効率的に達成することができます。</p> <p>また、まちづくり会社である伊丹まち未来株式会社は、FM放送事業により伊丹市の情報、町の魅力などを発信するとともに、中心市街地をはじめとした各種イベントにも参画し、商店会との繋がりが強く、イベント・商店との連動による観光案内に寄与することが期待できることから、当該施設の事業をもっとも適切に運営できるものと認められます。</p> <p>以上のことから、「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第7条第1項第2号により、当該団体を指定予定者として選定します。</p> | |

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。